

保育所、幼稚園、小学校の連携等に関する 現状分析及び今後の展望に関する研究 II

網野武博*¹ 増田まゆみ*² 秋田喜代美*³ 尾木まり*⁴ 高辻千恵*⁵ 一前春子*⁶

Analysis on the Present State and Survey for the Future in Reference to Cooperation between Day Nurseries, Kindergartens and Primary Schools

Takehiro AMINO, Mayumi MASUDA, Kiyomi AKITA, Mari OGI,
Chie TAKATSUJI, and Haruko ICHIZEN

はじめに

保育所、幼稚園及び小学校等（以下、保・幼・小と記す）に関する制度とその実施体制が60余年前に施行されて以来、今日に至るまでに改変することなく継続している。しかしとくに21世紀に入り、乳幼児期における保育、教育の新たな見直しがすすみ、保・幼・小の連携体制に関する関心が高まっている。このため、保・幼・小の連携や一体性、一貫性に関する現状の動向及び体制構築に関する諸課題について分析し、今後の新たな方向性に関して提言することを目的とする。

本研究では以下の3つの研究分野について研究を進めることとし、本年度は文献研究並びにインタビュー調査を中心に行った。

i) 保・幼・小の連携等に関する国際的、国内的制度分析

本テーマに関する文献や政府刊行物（OECD文献・統計資料、UNESCO文献・統計資料、国内文献・統計資料、子ども・子育て新システム資料）などを収集・分析した。

ii) 保・幼、保・小の連携に関する分析

行政も積極的に関わりながら地域の保育所と小学校の連携の取り組みを進めている2自治体の関係者へのインタビュー調査並びに観察を実施し、分析した。

iii) 保・幼、幼・小の連携に関する分析

先駆的に幼少連携を推進している1県4市の担当者を対象にグループ型インタビューを実施し、分析した。

1. 保・幼・小の連携等に関する国際的、国内的制度分析

1) 幼保一元化の動向

i) 幼保一元性と幼保一体性

わが国は昨年度の報告で述べたように、幼保二元性、つまり児童福祉法に基づき児童福祉施設として保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする保育所と、学校教育法に基づき学校として幼児を保育しその心身の発達を助長することを目的とする幼稚園という二つの体系のもと、きわめて長年にわたって幼保二元性の体制をとってきた。この間幾度も幼保一元化に関する論議がなされてきたが、その体制は近年まで変わることはなかった。その体制にはじめて変化がもたらされたのが、2006（平成18）年の認定こども園の創設である。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園は、就学前の子どもの教育、保育、保護者に対する子育て支援

*1 東京家政大学 (Tokyo Kasei University)

*2 目白大学 (Mejiro University)

*3 東京大学 (The University of Tokyo)

*4 子どもの領域研究所 (Research Institute of Child Domain)

*5 埼玉県立大学 (Saitama Prefectural University)

*6 共立女子短期大学 (Kyoritsu Women's Junior College)

を総合的に提供することを目的としている。このように法制度が全く異なる認定こども園の創設は、わが国の乳幼児期における保育・教育制度が三元化されたことを意味するものであった。この流れは、幼保一体化と呼ばれた。

以上の歴史にみる幼保二元性、幼保三元性に対し、近年幼保一元、幼保一体という言葉が、混用されるようになってきた。本稿では、それらについて以下のように定義して用いている。

① 幼保一元性

乳幼児期の保育に関する法令、行政所管、保育施設、基準・指針、保育専門職、保育内容・カリキュラム、保育料に関する体系が統合化されていること

② 幼保一体性

乳幼児期における保育に関する異なる体系の一部が機能的に拡大されて、融合化されていること

民主党をはじめとする与党の幼保一体化という表現は、ここでいう一元化を意味しているようにみえる。しかし、必ずしも共通に用いられているわけではなく、意味する内容が拡散しが

ちである。本稿では、上述の定義に基づいてこれらの言葉を用いている。したがって、二元性あるいは三元性にかかわらず、幼保一体化は可能である。すべてを一体化した時、つまり究極の一体化が完全幼保一元化といえるものである。

ii) 国際的動向

昨年度報告において、幼保の類型別に国際的な推移と動向を示した^(註1)。幼保一元、幼保二元に関する国際的動向について、さらに現状を把握すると、主たる8カ国並びにわが国の状況は、表1の通りである。

20世紀末から今世紀にかけて、幼保一元化がなされている国が多くみられてきている。また、一元化の潮流として、法令や所管がいわゆる教育省系統に統合されている傾向がみられる。しかし、すべての事項にわたって統合化されている国、つまり完全一元化がなされている国はない。スウェーデン、ニュージーランドは統合化されている項目は非常に多いが、保育施設、保育専門職、保育料などは完全に統一されたものとなっていない。昨年度の報告で幼保一元の新しい動向として単一所管型(子ども学校家庭省)に分類された英国は、2010年5月

表1 主要国における幼保一元性、幼保二元性の状況^(註2、註3、註4)

	法令	所管	保育施設	基準等	保育専門職	保育内容	保育料
スウェーデン	○	○	○	○	△	○	○
ニュージーランド	○	○	×	○	△	○	×
英国	×	○	×	×	×	○	○
フランス	×	△	△	△	△	△	△
ドイツ	△	△	×	△	×	△	△
米国	△	△	×	△	×	△	△
韓国	×	×	×	×	×	×	×
シンガポール	×	×	×	×	×	×	×
日本							
保育所・幼稚園	×	×	×	×	×	×	×
認定こども園	×	×	×	×	×	×	△
こども園	○	○	○	○	△	○	○

(○：統合、△：一部統合または地方政府段階で統合あり、×：非統合)

に保守党及び自由民主党による連立政権が成立し、再び教育省が所管する所管統合・教育省担当型に戻っている。

一部を統合している国では、フランスを代表とする所管統合・年齢区分型が特徴的である。つまり、所管統合・年齢区分型は、おおむね3歳未満と3歳以上で区分した場合、前者はいわゆる保健福祉省型に、後者はいわゆる教育省型に統合されていると理解されるとともに、年齢段階によって所管が分離しているとする理解が主となる場合は、所管分離・年齢区分型といえる。

非常に多くの項目乃至すべての項目が非統合の国々が、典型的な幼保二元性に該当する。但しわが国は、表1に見るように幼保三元性を有する特殊な国と言える。

これらの動向は、国際的にも関心が高まり、その行方が注目されている幼保連携、保幼小連携の動向と深く関連している。

2) “養護 (care)” と “教育 (education)” の一体化、統合化からみる保幼小の連携・連続性

i) “養護” と “教育” の “教育” への統合 教育科学文化機構 (UNESCO) は、近年

国際的に関心が高まっている乳幼児保育を教育に統合する動向について、国際比較調査を行い、その結果をまとめている^(註3)。またOECDは、2006年の報告とともに、これまでの調査報告を踏まえ、2010年にわが国に対する幼児教育・保育に関する提言を行っている^(註2、註5)。これらの資料をもとに、諸外国の動向並びにわが国の課題について言及する。

UNESCOの報告では、1970年代頃までは0歳乃至2歳児の父母が働いている場合の保育ニーズの増大に対する“養護”が重視されていたが、3歳以上児の“教育”との連続性の視点についてはまだ欠けている点が多くみられた。1980年代以降、ごく部分的に連携や統合化がみられるようになり、とくに社会的目的、法規、組織・職員、カリキュラム、保育料、開設時間の部分的統合が図られてきた。その後、調査対象の国々のうち、教育分野に統合する国が増加し、今日に至っている。

教育への統合の効果については、3歳児も含めてポジティブな評価をしている。とくにニュージーランドの効果が指摘されている。しかし、スウェーデンを除いて、小学校との連携、連続性への指向は明瞭にはみられなかった。

一方、“養護”と“教育”とが統合されていない国々では、両者間の開差、不平等がみられること、両者間の伝統と文化が異なること、養護の領域が教育に埋没する懸念があることが指摘されている。

このことと関連する3歳未満児の保育についてみると、“養護”の“教育”への統合の影響は、3歳以上児の両者の対等な関係に導く方向か、“教育”優先によって両者の不平等が拡大するか、いずれの可能性も存在するとしている。3歳未満児の保育は、“教育”という視点からのアプローチはまだかなり不十分な状況にあると言える。

ii) 小学校、初等教育との連携

2004年、ペリー就学前教育の40歳までの追

註1 網野武博・増田まゆみ・秋田喜代美・尾木まり・高辻千恵・一前春子 2010「保育所、幼稚園、小学校の連携等に関する現状分析及び今後の展望に関する研究」東京家政大学生活科学研究報告第33集 P1～14

註2 OECD 2006 “Starting strong” OECD

註3 UNESCO 2010 “Caring and learning together; A cross national study of integration of early child care and education within education” UNESCO

註4 日本の文献

①泉 千勢・一見真理子・汐見稔幸編著 2008「世界の幼児教育・保育改革と学力」(未来への学力と日本の教育9) 明石書店

②汐見稔幸・佐藤博樹・大日向雅美・小宮信夫・山縣文治監修 2008「子育て支援の潮流と課題」(子育て支援シリーズ1) ぎょうせい

③浅井春夫・渡邊保博編著 2009「保育の質と保育内容」(保育の理論と実践講座第2巻) 新日本出版

④白井千晶・岡野晶子編著 2009「子育て支援制度と現場—よりよい支援への社会学的考察」新泉社

跡調査結果は、就学前教育プログラムを受けたことによる投資効果、とくに幼児期に経済的に恵まれなかった子どもたちへの投資効果が最も高いことを示唆した。これらのことから、幼児教育政策を中・長期的戦略に組み込むことへの関心が高まり、保育への公的支出の割合を高めたり、就学前保育における“教育”への統合や初等教育との連続性が一層重視される傾向をもたらしてきている^(註5)。因みに、OECDの報告によれば、子ども一人あたりの保育・教育に関する公的支出の割合は、日本及び韓国が最下位の2カ国に属している。国際的にみても、就学前教育の効果を重視する所見が早期教育への投資への関心を高めたことは事実であり、わが国の社会保障費に占める子ども関係の支出の低さとともに、公的支出割合の低さは、相当に重視しなければならない検討課題である。

一方、ここで言及される“教育”の意味するところは、非常に重要である。遊びや生活の本質を踏まえた幼児期の教育は、必ずしも早期からの読み書き教育の促進と結びつくものではない。少なくとも、わが国の保育環境、就学前教育環境の基盤や保育内容、保育者の養成、保育・就学前教育の水準・基準・指針等は、国際的にみて全く遜色はなく、むしろ高いレベルにある。ここで検討すべき課題としては、むしろ就学前教育の方向性、幼小連携の方向性にあると言える。

例えば、1990年代前後から“養護”と“教育”が一元化され、小学校との接続が重視される経過をたどってきたフランスの状況をあげてみたい。2・3歳～6歳のエコール・マテルネルと小学校との接続の強化は、就学前教育が初等教育の一環として位置づけられる方向をより強めてきた。そのことは、就学前教育職者への再評価をもたらしたが、しかし就学前教育の特殊性

を喪失させることにも結びついていった。とくに、就学前教育の公式化や遊びの減少をもたらしたこと、0～3歳児の保育サービスとの大幅な隔たり（クレッシュとエコール・マテルネルとの繋がり・連携の減少）をもたらしたこと、親・保護者の受け入れや親参加の制限をもたらしたこと、などが指摘されていることは非常に重要なことと考える^(註6)。

3) わが国における子ども・子育て新システムの検討における幼保一体化への動向

i) 子ども・子育て新システムの方向性

2010年度において精力的に検討がすすめられた子ども・子育て新システムは、当初は保育所、幼稚園、認定こども園をも包括するこども園（仮称）への一元化、つまり究極の一体化を目指したことは間違いない事実である。しかし、その後のワーキング等の経過は、幼保それぞれの二元性の歴史と伝統や保育界と教育界の風土や制度的特徴が異なっている側面が、あらためて再認識される経緯を辿っている。こども園の創設構想は、むしろ新たな幼保三元化の方向性を示唆するものである。今後の新システムの検討を注意深く見守る必要があるが、少なくとも幼保一体化を促し、幼保一元性に迫る方向性は今のところ明確に見いだせていない。

ii) 新たな幼保三元性

この重要な動向を考察するならば、今求められていることは、幼保二元性、三元性、そして一元化に関する深いレベルにおける本質的な論議と検討である。それを経ない限り、真に意義ある幼保一元の方向性を見出すことは至難のように思われる。現在の段階では、新システム構想は、3歳以上児の教育に特化した幼稚園が存在し、3歳未満児の保育に特化した保育所が存

註5 OECD 2010「包括的な子ども政策に向けて：OECD諸国の潮流と日本の改革へ示唆するもの」OECD日本語資料

註6 Rayna,S 2010「就学前政策と実践の現在：フランスの乳幼児の発達支援、子育て支援」日仏教育学会2010年度研究大会 公開講演会・公開シンポジウム

在することを認めている。つまり、こども園が“養護”と“教育”の完全な統合による一元化の帰結として位置づけられることがほぼ難しくなってきた。新たな幼保三元性というシステムの構築に終わる懸念がある。

尤も、3歳未満児の保育においては、既に“養護”と“教育”の一体化を図るさまざまな実践がすすめられてきた。したがって、いわゆる乳児保育所的な性格を特徴とする保育所は、こども園構想と矛盾するものではない。今後、3歳以上児の教育に特化した幼稚園のあり方が、最も深く幼保一元、幼保一体の方向性に対比されるものとして検討されるであろう。

iii) わが国の今後の方向性

以上を踏まえ、今後の方向性を探るために、今後以下の点についてさらに深く検討を加えていきたい。

- ① 今後の政策が新たな三元性に及ぼす影響
- ② 新法の制定と旧法（児童福祉法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）の改正がもたらす影響
- ③ 幼保一元性乃至三元性における所管分離・年齢区分型または所管統合・年齢区分型の意義

2. 保・幼、保・小の連携に関する分析

－保・幼・小の連携に関する関係者の意識－

1) 本分担研究の目的

子どもの育ちの連続性をより重視し、近年、保育所・幼稚園と小学校の連携が各地で推進されている。

特に、平成20年に改定された保育所保育指針においては、小学校と積極的な連携を図ることが明記されるとともに、平成21年度から「子どもの育ちを支える資料」として、新たに保育所児童保育要録（以下保育要録という）の作成と小学校への送付が義務づけられた。なお、幼稚園ではこれまでも小学校に幼稚園幼児指導要録が送付されてきている。また、認定こども園において

も認定こども園こども要録が送付されるようになった。このことにより、平成22年からはほぼ全ての新入学生について就学前の育ちの記録が小学校へと送付されることになったと言える。

本分担研究は、こうした状況をふまえ、保育所が保育要録を初めて作成・送付し、また小学校がそれを受け取った経験を中心に、保育所・幼稚園と小学校との連携について、現在の実態と保育所・幼稚園と小学校に関わる関係者（保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・行政担当者等）の意識を探ることを目的とする。

2) 方法

i) 調査対象：行政も積極的に関わりながら地域の保育所と小学校の連携の取り組みを進めている自治体として、九州地方のS市および関西地方のK市の2市を取り上げた。いずれも、県庁所在地である。

S市で調査対象としたのは、市の教育委員会および市内の私立保育所1か所・公立小学校3か所である。また、K市で調査対象としたのは、市の教育委員会・保育課および市内の公立保育所1か所・公立幼稚園1か所・公立小学校3か所である。

ii) 調査時期：平成22年10月～平成23年1月

iii) 調査方法：調査者2名が各調査対象を訪問し、①5歳児クラスを中心とする就学前の保育場面の観察、②保育所の園長・主任・保育士（前年度5歳児クラス担任等）に対するグループインタビュー、③小学校教諭（校長・1年生担任等）および教育委員会・保育課の担当者、幼稚園園長に対するインタビューを行った。

iv) インタビューの主な内容：①保育要録について（作成の具体的過程、作成過程で感じたこと、送付にあたっての保小間でのやりとり、活用状況等）、②保・幼・小連携全般に関する現状（要録以外の交流、保護者への対応、行政の役割や地域全体での取り組み状況等）

v) 倫理上の配慮：調査協力者全員に対し、本研究の趣旨と内容を説明した上で、研究結果を

論文等で報告すること、公表にあたっては個人が特定されないよう配慮することを伝え、同意を得た上で調査を実施した。

3) 結果

i) 2市の保幼小連携に関する状況の概要

①S市

平成15年度より保育所・幼稚園および子育て支援関連の担当を教育委員会の1つの課で所管しており、担当の指導主事のもと市の教育基本計画に則って市内全域で保幼小連携の取り組みが推進されてきた。なお、市内には認可外を含めると100以上の就学前の保育施設があり、地域にもよるが1つの小学校に多くの園から子どもが入学している（幼稚園・保育所・認定こども園等）。

こうした状況の中で、保幼小連携の取り組みとして、具体的にはモデル校区での実践例の発信、就学前後の保育や教育の基本方針および具体的なプログラムを示した冊子の作成、幼保小の教職員による授業・保育参観、連絡会議や合同研修会などが市内全体で実施されている。

また、学習の形態・時間設定の工夫や遊びの要素を取り入れた学習活動の展開など、小学1年生の教育においても様々な試みが行われている。

②K市

保育所・幼稚園ともに公立に対して民営・私立の比率が高い。特に、公立の幼稚園から小学校に入学する子どもは、市内の全就学児の約3%である。

こうした状況のもと、平成16年度より市の教育委員会が中心となって保幼小中の連携推進事業を実施し、その一環として幼保小合同での研究や研修会を行っている。研究拠点に指定された地区では、子ども同士の交流や、実態調査に基づく生活習慣のカリキュラム作成などが取り組まれている。

こうした取り組みにおいて、前述したように、数の多い民営・私立の保育所・幼稚園が一体的

に連携をすすめていくことが課題の1つとなっている。

また、この市の特徴として、保育要録の書式を市が独自に作成していることが挙げられる。保育現場との関わりを深くもつ研究者が行政にも深く関与して継続的な検討・指導に携わり、保育要録およびその書式の趣旨や内容について各保育所での理解の共有に取り組んでいる。K市の書式と多くの市区町村で採用されている厚生労働省により示された書式の大きな相違点は、子どもの育ちの記録を子どもの入所の時期から年度ごとに記載していく形をとっていることである。

ii) 保育要録について

①S市の1保育所における保育要録の作成過程

市内の民間の保育所において、保育要録の作成をどのように行ったか、具体的な過程を中心にインタビューを行った。

保育所保育指針の改定を受け、まず保育要録の趣旨や内容について、理解を共有するため所長や主任をはじめ職員で研修を行った。

その上で、5歳児の担当者（異年齢編成クラスのため、担任のうちの一）が中心となって作成し、その内容を主任等が確認して適宜修正や補足を行った。

なお保育要録の作成にあたり、作成を主に担った保育者は、在籍している子どもの以前のクラスでの記録をさかのぼって読み直すということも行っている。その結果、これまで気がつかなかった子どもの育ちの軌跡に改めて目を向けるなど、子どもの育ちの連続性を意識する中で、子ども理解が深まったことが語られた。同時に、必要とする記録の不十分さにも気づき、日々の保育の記録を、週、月、期、1年の記録に繋げていくことの難しさを痛感したことが語られた。

②K市における保育要録の書式の作成過程

前述したように、K市では独自の書式を作成するために、改定保育指針の告示（平成20年

3月)以降、保育課を中心に公立保育所の保育士や研究者らにより検討を重ねたという経緯を持つ。こうして作成された書式案を平成21年3月に市内の全保育所へ提示した後、説明会や研修会の実施を経て、K市の書式または厚生労働省版のいずれかを各保育所が選定することとした。また、同年12月には小学校の校長会での説明会も実施している。

*公立保育所に対しては、保育要録は小学校側へ直接手渡しするのが望ましいことを通達した(結果として、市内公立保育所の約4分の3で実施された)

*民間の保育所では約半分が厚生労働省版の書式を用いている。

なお、インタビューにおいて、保育要録を小学校へ手渡しをすることにより、互いに「顔の見える交流」がしやすくなったという意見が聞かれた。

③保育要録作成に関する保育所・保育士の意識 (1)K市

新たに保育要録を作成することに関して、担当した保育士からは、それまでの記録をどのように保育要録につなげるのかというとまどいを感じたことが報告された。

K市では、市内在住の研究者が行政から公式な委嘱を受けた立場で指導を行い、園内研修や資料等を通じて、保育要録を小学校へ送付することの意義、記録の内容や書き方について事前に詳細な説明がなされた。このことにより、従来ありがちであった「できた・できない」といった到達目標の達成に焦点をあてた捉え方から、その子らしさ、子どもの育つプロセスの大切さを改めて意識するようになるなど、保育士の記録に対する認識が変化したことが報告された。

また、「保育要録を何のために作成するのか」という基本を学び合う中で、保育要録は保育者が子どもの育ちを振り返り思索して綴るという意味において「子どものため」、そして「保育士自身のため」のものであり、結果として小学

校で活かされるものとなるということが理解されるようになり、そのことが作成の負担感や不安を軽減することに繋がったことも語られた。

こうした認識の変化と所長による助言等を受けて推敲する中で、子どもが保育士の多様な援助によってどのように変わっていったかという書き方となっていったことが語られた。

保育要録の作成を通して感じたこととしては、「それまでも記録はつけていたが、小学校に送付することになり、より責任の重みを感じた」「0歳児からの育ちの軌跡を見ることで、自分が大切に見守られてきたことを感じるができるだろうと思った」「保育士の思いにそって行う保育でなく、子ども自身が育っていくことの積み重ねの大切さに改めて気づいた」といった意見が述べられた。

なお、保育要録を新たに作成し小学校へ送付することについての保護者への周知は、年度末の保護者会での説明が主で、初年度にあたる平成22年度の時点では特に質問や異論は出なかったとのことだった。

(2)S市

保育要録の作成を通じて感じたこととして、「書式上は5歳児の現時点での様子を記述する形になっているが、いざ実際に取り組んでみると、それ以前の記録もさかのぼって育ちのプロセスを再確認するという作業が不可欠であることに気づいた。そしてさらに、以前の記録を読み返すと、記述内容が年度間で十分に繋がりを持っていない部分がある等のため、在籍期間を通じての育ちのプロセスがきちんと繋がりを持って捉えられるような保育の記録のあり方の重要性を感じた。」ということが語られた。

K市およびS市において共通して指摘されたこととして、保育要録作成の経験が、保育士にとって育ちを捉える自らの視点を改めて振り返る機会となったことが挙げられる。一方で、限られた紙面に、また、多忙な時間の中で保育要録を作成するためには、書式の工夫と時間の確

保が必要であるという課題も両者から指摘された。

④教育委員会および小学校(校長・1年生担任等)における保育要録の活用状況と受けとめ方

(1)K市

学校教育の現場においては、「指導要録は当然作成するもの」という認識であったため、保育要録の作成そのものについて違和感はなかったという。従来は就学する一部の子どもについてのみそれまでの育ちの記録が送られてきていたが、保育要録の送付により、入学するほぼ全ての子どもについて記録が送られてくるということになった。このことによって、保育所だけでなく幼稚園もあわせて、要録の資料としての位置づけが高まったと思われるとの意見もあった。

要録の活用状況について、全体的な傾向としては、学校によって温度差はあるものの、担任などが子どもについて気にかかったときや関わり方などについて困ったときに、自身の子どもに対する理解のあり方や関わり方を振り返り、新たな対応をしていくための資料として活用されていることが報告された。

ただし、保育要録が送付されるだけでは子どもに対する理解や保育に対する理解をより深めていくには不十分であり、記録の送付とあわせて、子ども同士や教職員間の交流、保幼小合同での研修などの機会をより積極的に持つことが大切であるという指摘もあった。特に保育者の援助により子どもがどのように育ったかを理解するためには、「顔の見える交流」が非常に重要であるとの認識が示された。

また、こうした要録の作成と送付にあたっては、保育所と小学校の双方が互いにそれぞれの保育や教育の基本的考え方や内容・方法について理解しあうことが重要であり、さらに、理解することは相互の信頼関係が基盤となることも指摘された。

保育要録が今後定着していくことによる効果

としては、就学児に全ての子どもの育ちの記録が送付されることで、就学前の子どもの育ちに対する小学校教諭の意識が変わる可能性が語られた。

一方で、保育要録など育ちの資料を送付された時点で小学校側があらかじめ確認することについては、「資料に基づいて子どもを理解することは大切だが、資料だけでは顔と名前が一致しない。子どものことがある程度分かってから活用したほうが子どもに対する理解が深まる。」との見解が述べられた。実際に、今回インタビューを実施した小学校では、こうした考えのもと、入学後の5月に保育士・幼稚園教諭による授業参観を実施し、終了後に懇談する機会を設けているとのことであった。また、保育所へ年度末に出向き、直接的な交流から得た情報と保育要録とをあわせて子ども理解の参考にしていくといったことも報告された。

(2)S市

保育所保育指針の改定により保育要録の作成と送付が義務づけられたことを受けて、前述した教育委員会の担当指導主事が市内各地域の保育所や小学校で積極的に研修を展開してきた。このため、実際に保育要録が送付されてきた時点では、保育所だけではなく小学校側においても、保育要録の趣旨や内容について理解していたことが窺われた。

ただし、インタビューを行った3校いずれにおいても、保育要録を受け取った際に全ての子どもの記載内容に目を通すということには行っていなかった。K市でのインタビュー結果と同様に、子どもの顔と名前が一致しある程度それぞれの様子が把握できるようになった後、気にかかる場合などに自分の見方を確認したり子どもの理解を深めたりする目的で保育要録を読むということが、1年生担任より報告された。「全員分に目を通すことはできないが、『記録がある』ということが分かっている、気になったときに出して読むことができるということで、安

心感のようなものはあった」ことも語られた。

また、K市と同じく、保育要録とあわせて教職員間の「顔の見える交流」が子ども理解を深める上で非常に重要であることについても、3校全てにおいて指摘された。

なお保育要録が送付される時期については、クラス編成の資料として利用するのであれば現在の3月下旬時点より早いほうがよいが、実際には上記のような状況のため、現状で特に異存はないとのことであった。

⑤保育要録の意義と今後の課題

(小学校の立場から)

S市およびK市の小学校でのインタビュー調査において、多くの調査協力者より、保育要録によってこれまで知らなかった保育士の子どもの捉え方や保育における援助のあり方について理解できたということが指摘された。

さらに、保育要録の意義として、誕生から小学校入学までにその子どもがどのように育ってきたのか、また乳幼児期の発達とはどのようなものなのかということについて理解することの重要性を改めて認識したことが挙げられた。「人に対する信頼感が幼児期までの間にきちんと育っていることが、小学校での生活や教育の土台になっていることを実感した」「やはり0歳からの育ちの積み重ねが大切なのだと思った」といったことが、小学校教諭により語られている。

一方で、保育要録が十分に活用されるためには、子どもの育ちの可能性が読み取れると同時にわかりやすい記述であることが必要であるという指摘もあった。保育者にとって日常的な表現であっても、なじみのない者にとっては読み取りづらい場合もあり、簡潔かつ的確な記述の仕方が課題であることが窺われた。

iii) 保小連携の取り組みについて

地域それぞれの実態に応じて、様々な取り組みが行われていた。

K市の場合、調査を実施した地区では保小の

連携とともに、幼保・幼小の交流も行われていた。これは、保・幼・小が互いに地理的に近いことによる。具体的な取り組みとして、幼稚園と保育所の5歳児同士がペアをつくって、食事を一緒にするなどの交流を行っているといったことが挙げられる。この際、保育所の子どもが幼稚園を訪問するが、幼稚園と小学校は隣接し敷地がつながっているため、子ども同士が様子を見る機会が自然と多くなるという状況である。

またS市でも、小学校が近隣に位置している場合には日常的に子ども同士が接することのできる環境がつけられている。その他、保育所と小学校の教職員間で懇親会を開催して、親睦を深める機会を持ったところ、その後の情報の共有等がしやすくなったといった例も報告された。

K市とS市ともに、就学前の年度末や就学して数か月後の時期に授業参観やその後の懇談会など教職員が直接的な交流を持つ機会が設けられており、こうした場を通じて保育要録とあわせ個々の子どもを理解するための情報共有が行われていることが述べられた。各市の保育所と小学校双方より、こうした教職員が実際に顔を合わせる機会の意義と重要性が指摘された。

4) 考察

本分担研究で取り上げた2市は、いずれもこの数年間試行錯誤を重ねながら保小の連携に地域全体で取り組んできた経緯をもつ。個々の保育所・小学校の置かれている状況によって具体的な実践内容に差異はあるものの、双方の教職員がこれまで継続してきた取り組みの成果を意識しつつある時期にきている。

インタビュー調査の結果からは、連携によって、保小の教職員双方が子どもの発達の全体像と保育・教育の内容について互いに理解を深めることの重要性がより強く認識されるようになったことが窺われた。

その際、保小連携を継続・発展させていく上

で、行政の果たす役割が非常に大きいことも示された。特に、幼保小それぞれの保育・教育の特性と地域の実状を十分に理解した上で、福祉・教育の場、人、取り組みを繋げる、その連携を推進していく役割を担う行政側の担当者の存在は重要と言える。就学前の保育・教育が小学校での生活や教育を視野に入れつつ、環境を通して、また生活や遊びを通して総合的に展開される保育現場と小学校教育の現場の双方を具体的に理解している、また理解しようとする担当者の存在意義は大きい。

保育要録については、作成の経験を通じて保育士が子どもを捉える視点がより連続性を重視するものへと変化したことが送付の意義として挙げられる一方で、作成する担当者の時間の確保や書式の工夫、保育者間での話し合いや所長・主任保育士による助言等支援体制を整えること、日常保育の記録や育ちの連続性を考慮した記録の全体像の見直し等が課題である。

こうした実践例をもとに、次年度は保育要録作成の2年目における取り組みの状況を把握し、保育要録の基本的なあり方についてより精査することが必要である。また、これとあわせて、これまでの幼保小連携の経緯をふまえ、保育のプロセスにおける小学校との連携の位置づけと、各地で推進している保小連携の取り組みが形骸化することなく継続していくために必要な要因および連携の成果をより明確にすることが、今後の研究課題である。

3. 保・幼・幼・小の連携に関する分析

1) 問題

幼児期の教育から小学校教育への移行期に生じる変化に子どもが対応できるように、幼稚園と小学校が相互理解を図り、指導方法の工夫などを行う幼小の連携の実践例が積み重ねられている（文部科学省、2009）。所管官庁が異なる保育所と小学校の間でも、創意工夫をいかした連携を目指した実践例が報告されている（日本保育協会、2010）。

幼小連携の必要性については、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領に謳われているが、実際の連携の形態や内容については、各施設や地方公共団体に任せられ、その地域の特性を考慮して実施していくことが求められている。

その際、教育委員会等が各学校・施設へ積極的な支援を行うなどのリーダーシップを発揮し、人的な連携や教育上の課題の共有、幼児期から児童期への教育のつながりを確保する教育課程の編成・実施が行われることが期待される。さらに、教育委員会等があらかじめ連携・接続に関する基本方針や支援方策を策定し、各学校・施設はそれらを踏まえて連携や接続の取り組みを進めていくことも欠かせない（文部科学省、2010）。

幼小の連携・接続という考え方が登場した当初は、まず、幼小の連携とは何かという問題意識の形成から実際にすべきことを計画・実践していくことが活動の中心であった。しかし、幼小連携への理解・関心が高まってきた現在は、各自自治体や学校・施設が実践してきた幼小連携の在り方を省察し、地域住民の要求に答えるような幼小連携を持続していくことを考える時期となっている。

例えば、近隣の幼稚園と小学校が教職員の交流や子ども同士の交流を中心に幼小の連携を行ったとしても、その交流による成果を他の学校・施設と共有したり、さらに別の連携の在り方の検討を行ったりしなければ、その幼稚園と小学校の中だけで幼小連携の試みがおわってしまうことになる。

幼小の連携が単独の試みではなく地域全体の試みとなり、成果の共有・振り返りが行われ、さらに連携がある特定の期間だけのものではなく、長期的な事業として定着することが必要なのである。しかし、現実には、幼小連携担当者の交替や期限つきの幼小連携事業が原因となり、長期的に幼小連携の実践を続けていくことには困難が伴う。その困難を乗り越えるためには、教育委員会を中心とする自治体が地域の

ネットワークづくりにおいてリーダーシップを発揮することが不可欠である。

そこで、本研究は幼稚園や小学校に対してリーダーシップが求められる自治体の取り組みに焦点を当てて幼小連携を分析することを目的とする。短期的な事例にとどまらず持続可能性を考慮した幼小連携の体制づくりに取り組んでいる自治体の実践事例から、その連携が誕生した背景や経緯、今後も連携を継続していくための課題を明らかにし、持続可能な幼小連携について検討する。

2) 方法

i) 研究協力者：1 県と 4 市の幼小連携担当者合計 9 名

ii) 面接形態：グループ型インタビュー

iii) 手続き：各自自治体の幼小連携事業の発足の経緯や現在の実施状況、今後の課題の聞き取りを行った。①人的環境、②研修や講座、③カリキュラムの 3 点の視点から語りの分析を行った。

3) 結果

4 市の人的環境、研修や講座の特色、カリキュラムの概要を表 2 に示した。

次に、4 市の取り組み状況を個別に概説する。

i) A 市

① 就学前施設の状況：保育所（私立 225・公立 31）、幼稚園（私立 99・公立 17）である。

② 人的環境：地域住民には、地域の子どもは地域で育てるという意識が強く、幼稚園や小学校の設立にも主体的に関わっている。現在、幼稚園の園児数は減少しているが、公立幼稚園も幼児教育の場として大切にされている。

③ 研修や講座：幼小連携の取り組みとしては、幼小連携講座（生活科の授業参観と幼稚園の保育参観）を 20 年以上継続してきた。近年、公立幼稚園と公立小学校で行ってきた幼小連携の交流を図るグループ研究を、私立の保育所や幼稚園にも広げている。幼小でやってきたことをさらに中学校まで縦につないでいく試みと、就学前教育の保幼の横のつながりを強化するという試みが同時に行われ、横にしっかりとつながった上で小学校へつなげようという構想がみられる。

④ カリキュラム：幼稚園と小学校の組織的な人事交流が行われることで、幼稚園・小学校・行政という三者の立場から初等教育の在り方を考えるきっかけとなり、幼児教育と小学校教育をつなぐための接続期プログラムの開発へとつながった。たとえば、ある研究では、「安心感」をキーワードとして幼稚園の週案を模したかたちで入学期の生活の週案を作成した。友だちとの関わり合いから得られる安心感や、見通しが持て生活の流れがわかる安心感に主眼を置いたクラスづくりをする中で、生活科が子どもの入学期に大事な要素であるという認識が強まった。

表 2 各自治体の幼小連携の体制

	A 市	B 市	C 市	D 市
人的環境	地域の子どもは地域で育てるという地域住民の意識の強さ	私立幼稚園からの協力の大きさ	幼小連携に関わる人材の個人的な関係性の強さ・意識の共有	幼稚園の園長職や教育委員会の体制の変化
研修や講座の特色	20 年以上続く幼小連携講座	5 年経験者研修や保育参観研修	25 年以上続く保幼小連絡協議会	幼小連携教育協議会の設置
カリキュラム	各学校の特色を取り入れたスタートカリキュラム	体系的なスタートカリキュラム	成長に伴う壁を乗り越える小学校低学年の授業づくり・カリキュラムづくり	5 歳児のアプローチカリキュラムと小学校 1 年のスタートカリキュラム

ii) B市

① 就学前施設の状況：保育所（私立58・公立62）、幼稚園（私立104・公立1・国立1・子ども園1）である。

② 人的環境：就学前の状況として、私立幼稚園の割合が大きいことから、連携を進める上で私立幼稚園や私立保育所との話し合いが欠かせない。自治体の側から研修制度への理解を得るために研修の意義・目的の明確化を行うと同時に、私立幼稚園からも積極的な協力がある。

③ 研修や講座：5年経験者研修と保幼小連携のための保育参観研修といった研修システムを通して保育・教育者の資質の向上を目指している。5年経験者研修は、対象者が夏季休業中に2日間、保育所・幼稚園での教科活動の参観と体験を実施する。保幼小連携のための保育参観研修は、すべての学校から1名以上が参加する悉皆研修となっている。このような研修を通して教員が保育についての理解・関心を持ち、それを踏まえて各学校が自主的に保育所や幼稚園との連携・接続を考えていくことを目標としている。そのためには、参観や体験をするだけでなく、そこで見たもの・体験したことの意味を協議する時間を十分にとることが不可欠である。

④ カリキュラム：中長期的な教育の方向性を市民に示すとともに、教育行政を総合的・計画的に推進する施策を示した「教育総合ビジョン」を策定した。ビジョンの普遍化を図るために、教育課程の編成要領、指導資料、教育課程の評価資料、小学校の年間指導計画例などの資料を作成して周知している。スタートカリキュラムの実践研究校の試みの中では、具体的な活動や体験をしながら教科学習の面白さに気づかせていくこと、教科の目標を踏まえた計画的な指導を行うこと、効果的な学習によって十分な活動の時間を確保することを大切にしている。

iii) C市

① 就学前施設の状況：保育所（私立14・公

立6）、幼稚園（私立18・公立0）である。

② 人的環境：幼稚園はすべて私立幼稚園、保育所も私立保育所が多いという状況の中で、保幼小、公私の垣根を超えるための話し合いが繰り返されることによって、連携への意識を保ち続けてきた。また、幼小連携に関わる人材が研究会を立ち上げるなどの非公式の取り組みもみられる。

③ 研修や講座：26年継続している教育連携教育協議会は、校長会と園長会が互いの立場を理解して課題を共有していこうという意識から始まり、子どもたちの就学に関してプライバシーを守った上で情報を共有するなどしている。このような協議会を通して個人的な親密感や信頼感が増していく効果もみられる。

④ カリキュラム：授業・カリキュラムづくりと学びの環境づくりという点で小学校の教員がリードしていくことが大切だという意見がみられる。授業・カリキュラムづくりにおいて、授業の題材の選び方によっては活動だけで終わってしまうことがあるが、選ぶ題材によっては、子ども同士の遊びが発生しそれが学びに発展していくことがある。遊びを通して学ぶという視点で授業を作っていくことは小学校でも重要である。

また、それまで多くの目で見守られてきた子どもが、教師一人が大勢の子どもを見ている小学校に入学することによって感じる不安や、最年長として遇されてきたのに何も知らない子ども扱いされることによる子どもたちの自信の揺らぎに対処する工夫が盛り込まれたカリキュラムが必要である。

iv) D市

① 就学前施設の状況：保育所（私立8・公立7・その他の形態18）、幼稚園（私立5・公立14）である。

② 人的環境：幼稚園長の職にどのような立場の人材が配置されるかについては、時期により変化があり、それに伴って幼小連携にも影響が

あった。具体的には、小学校長が幼稚園長を兼務していた時期から、幼稚園出身の園長がすべての園に配置された時期を経て、現在は小学校の教頭職に就く前の教員も幼稚園長に配置されるようになった。

小学校出身の教員が園長職に就いた場合、幼稚園の動きを理解しなければならないため、行事等についての理解や職員間の連携への意識が高くなるという利点がある。これに対して、幼稚園出身の園長が配置された場合、専門性が高い人材であるため幼児教育の充実にとっては利点であるが、小学校の側からの幼稚園への関心や理解は低くなる傾向があり、幼小連携という点では停滞する危険性がある。このような傾向は、幼稚園担当の指導主事の配置においてもみられる。

③ 研修や講座：幼保小連携教育協議会の設置や保育所と幼稚園の窓口の一本化により、就学前の保育・教育方針を作るなどの連携が進んだ。しかし、保育所と幼稚園の窓口の一本化がなされても、所管が一つになったわけではないため、合同で研修を行ったり、互いに研修に参加し合ったりといったことは難しいなどの課題も残されている。

④ カリキュラム：0歳児から児童期までも含めた発達の連続性を見据えて、就学前のアプローチカリキュラム、小学校のスタートカリキュラムを作成した。教師間の相互理解や情報交換を大切にしながら、これらのカリキュラムを実践し、子どもの育ちをつないでいくための見直しを行っている。

4) 考察

i) 人的要因の重要性

各自治体の幼小連携への取り組みが発足し、その後も継続している経緯をみると、公式および非公式な人的要因が大きな役割を担っていた。また、カリキュラムの作成に関して、幼稚園や小学校のカリキュラムの開発・実践に対して自治体が積極的に関与していくことが持続可

能性を高める要因となっていた。

A市では地域住民の子どもへの関心の高さ、B市では私立幼稚園・保育所との関係性、C市では幼小連携に関わる人材の個人的な関係性の強さ・意識の共有、D市では適切な人材の配置が長期的に幼小連携を継続する体制づくりに寄与したと考えられる。

そのような人的基盤の上で、各自治体はカリキュラムの作成や研修制度の強化に取り組んでいる。A市では幼児教育と小学校教育をつなぐための接続期プログラムの開発、B市では5年経験者研修や教育総合ビジョンの策定、C市では成長に伴う壁を乗り越える授業づくり・カリキュラムづくり、D市では5歳児のアプローチカリキュラムと小学校1年生のスタートカリキュラムの編成によって、連携の意識を幼稚園・小学校教員に広めていくことに成功している。

ii) 持続可能な連携に向けて

各自治体の現在の取り組みから導き出された持続可能な幼小連携への課題は様々であった。制度的な課題としては、保幼国公私垣根を越えた体制づくりや人事交流制度・連携担当職の検討などの組織的な環境づくりが挙げられた。公立と私立、保育所と幼稚園などの間で担当部署が異なるために、優れた研修制度があっても参加できなかつたり、独自性を重んじるあまり研修制度に対する参加意欲が低かつたりといった問題がある。また、幼稚園から小学校、小学校から幼稚園への教員の派遣は互いの理解・関心を高める効果があることは認められているが、そのような制度がまだそれほど浸透していない地域もある。

さらに、自らの保育・教育を枠組みを持って振り返る場の設置、幼児期の教育から小学校教育への移行の壁を乗り越える力をつける保育・教育、子どもの発達に基づいた授業・カリキュラムづくりなども課題として挙げられた。保育参観・授業参観の体験から生じた疑問や気づきを共有し協議する場を設け、そのような場をきっかけに、子どもに移行の壁を乗り越える力

をつける保育・教育とは何かを教員一人ひとりが熟考していくことが求められる。その際、幼児の発達や小学校低学年の子どもの姿をよく知らない小学校教員に対して、十分な研修を受けた上で低学年を担当するような仕組み作りも必要である。

これらの課題を解決しながら、持続可能な幼小連携の仕組みを作るためには、自治体が連携・接続に関する基本方針や支援方策を策定した上で、幼稚園・小学校への積極的な支援を行い、地域のネットワークづくりのリーダーシップをとることが求められる。

4市の取り組みから、自治体が保育や教育の現場の試みや意見を汲み上げて、幼小連携の仕組みづくりを行っていくことによって、幼小連携に関わる人材のモチベーションを高め、それが幼小連携の持続性につながっていくことが示された。保育や教育の現場の意見や地域住民の要請を柔軟に幼小連携の仕組みに反映できる体

制を自治体が構築していることが、持続可能な幼小連携を支えていると考えられる。

引用文献

文部科学省 2009 保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集 文部科学省 2009年3月

〈http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258039.htm〉(2011年3月17日)

文部科学省 2010 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について 文部科学省 2010年11月11日

〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/070/houkoku/1298925.htm〉(2011年3月17日)

日本保育協会 2010 保小の連携実践事例集—なめらかに育ちをつなぐ保育の工夫— 日本保育協会